

平成 29 年 6 月定例会会議録（初日）

平成 29 年 6 月 21 日

開会時間：午後 1 時 30 分

佐野議長	<p>本日、平成 29 年、池田町議会、6 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>只今の出席議員は 8 名全員であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 29 年、池田町議会、6 月定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 112 条の規定により、8 番 森田 稔君、1 番 三ツ本一雄君の両名を指名致します。</p> <p>日程第 2</p> <p>会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日から 23 日までの 3 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本定例会は本日から 23 日までの 3 日間に決定いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため、22 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、21 日と 23 日は本会議、22 日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。</p> <p>日程第 3</p> <p>諸般の報告を致します。報告第 1 号、平成 28 年度 池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>報告第 2 号、平成 28 年度 池田町下水道事業特別会計繰越明許費、繰越計算書の報告について</p> <p>以上、2 件の報告が参っております。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであ</p>
------	--

佐野議長

ります。本議会に、すでに配布のとおり議案第 34 号ほか 15 件が提出されております。なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

議案第 34 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5

議案第 35 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6

議案第 36 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7

議案第 37 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8

議案第 38 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9

議案第 39 号 平成 29 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10

議案第 40 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11

議案第 41 号 平成 29 年度 池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12

議案第 42 号 池田町庁舎建設基金条例の制定について

日程第 13

議案第 43 号 池田町教育文化施設整備基金条例の制定について

日程第 14

議案第 44 号 池田町観光施設整備基金条例の制定について

日程第 15

議案第 45 号 足羽川ダム建設事業に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 16

議案第 46 号 池田町個人情報保護条例の一部改正について

日程第 17

議案第 47 号 池田町国民健康保険診療所設置条例の一部改正につ

	<p>いて</p> <p>日程第 18</p> <p>議案第 48 号 町道路線の廃止について</p> <p>日程第 19</p>
佐野議長	<p>議案第 49 号 池田町過疎地域自立促進計画（変更）について</p> <p>以上、16 議案を一括議題とします。</p> <p>議案の朗読を省略します。町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。</p>
杉本町長	<p>（議長 町長杉本）</p>
佐野議長	<p>町長 杉本君</p>
杉本町長	<p>本日町議会 6 月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位にはご多忙の中を全員のご出席を頂き誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素のご指導、ご支援に厚く御礼を申し上げる次第であります。</p> <p>本定例会 16 の議案をご審議頂くにあたり、施政の方針とともに各議案について、その概要についてご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、3 月定例会に施政として示しました、地域や集落における自治活動の促進と支援を目的にした、交付金事業の創設について、このたび「地域自治再興交付金事業」と名打って創設することといたしました。これは、池田町の地方創生のカギは「日常にある」との思いから、日々の暮らしの現場である、集落や地区の共同体的あり様に地方創生のタネがあり、また、課題がある。そして、空洞化した誇り、空洞化した地域や人を取り戻すためには、失いかけた地域の誇り、地域の相互扶助の営みを取り戻すことから始めなければいけないとの考え方からであります。</p> <p>内容は 2 本立てといたしました。地区内での多世代間交流を促進する「コミュニティ育成交付金事業」と地区内における各種、各世代等におけるコミュニティビジネスの起業支援を図る「地域自治高度化交付金事業」を創設いたしたく、ご提案いたしました。</p> <p>また、来年、平成 30 年の米政策転換に備えて、池田町農業農村政策の検証、見直し、再確認を図るべく、「池田町農業農村振興プラン検討委員会」を設置することといたしました。県立大学、北川太一経済学部教授を委員長に、県、JA そして町内の農業者、集落農業の代表者、女性を中心とした、食品加工等の従事者など 20 人程度の方をお願いするとともに、回ごとに講師をお迎えして、8 月から議論を進めて頂こうと考えております。</p>

また、並行して、池田町の重要で貴重な資源、財産の一つである環境と景観の保全、振興について検討いただくべく「池田町農村環境、景観振興事業検討委員会」を設置してまいりたいと考えております。学習院女子大学、荘林幹太郎副学長を委員長にお願いするとともに、町内の見識者など10名程度の小委員会をもって、7月から協議検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、新図書館の建設に向けた基本構想検討委員会につきましては、応募いただいた町民など15名をもって、先日第1回目の委員会が開催されました。座長には出版社コモンズ代表の大江正章氏をお願いし、12月を目途に取り組みたいとのことであります。

以上、施政についての方針といたします。

それでは、本日ご提案いたしました各案件の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号、平成28年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書および、報告第2号、平成28年度池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、3月の定例会において、予算の繰越をご承認いただきました各事業の繰越にかかる計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものでございます。

次に、議案第34号、平成29年度池田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、このたび、12億7529万円を追加し、総額を43億46万2千円といたすものでございます。

その主な内容について申し上げます。まず、13款1項基金費におきましては、目的を持った基金を積み立て将来の財源を確保するため、新たに池田町庁舎建設基金を創設し4億8000万円を積み立てるもの、また、池田町教育文化振興施設整備基金を創設し、2億円を積み立てるもの、さらに、池田町観光施設整備基金を創設し4億円を積み立てるものなど合計10億8323万7千円を計上いたしました。

次に、7款商工観光費、1項商工費におきましては、農村deキャンプセンターの宿泊定員を60名から80名に増員し、修学旅行等の受け入れが可能となるよう改修する経費として1025万円を、また、体育館を西日本最大規模の「クライミングセンター」として整備する経費として4994万8千円を計上いたしました。

また、チャレンジ企業支援事業を拡充した、創業支援経営高度化支援補助金として200万円をまた、野尻分校の改修に伴う駐車場整備や植栽並びに外構工事費として810万円を計上いたしました。また、2項観光費におきましては、食品加工研究施設の整備事業において、駐車場等の外構整備工事費として、890万7千円を食品加工の専用機器類として4514万6千円を計上いたしました。

次に、2款総務費、7項企画費におきましては、新たに池田町地域自

治再興交付金事業を創設して、多世代間の交流を深める事業や地域の自治活動の支援を図るため、60万円の予算を計上いたしました。また、これに併せて議会からのご指摘も頂いた、10款教育費、6項保健体育費における、各地区体育祭の活動支援につきましても見直しを行い、支援の増額を図るため、25万3千円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費、1項農業費におきましては、米政策、平成30年問題に対処するため、このたび池田町農業農村振興プランの検討及び環境・景観農村整備計画を検討する委員会の開催経費として、183万3千円を計上いたしました。また、2項林業費におきましては、県単林道事業の内示増に伴い工事請負費の増額として780万円を計上いたしました。

これらの財源といたしましては、12款県補助金3427万9千円、15款基金繰入金11億902万円、16款繰越金9686万7千円、18款町債3460万円等をもって調整いたしましたものでございます。

次に、議案第35号、平成29年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第36号、平成29年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 平成29年度池田町可児水道特別会計補正予算（第1号）、議案第38号、平成29年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第39号、平成29年度池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号、平成29年度池田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第41号、平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上7特別会計の補正予算につきましては、いずれも人件費の補正を主に行うものであります。

次に、議案第42号、池田町庁舎建設基金条例の制定について、議案第43号、池田町教育文化施設整備基金条例の制定について、議案第44号、池田町観光施設整備基金条例の制定についての3議案につきましては、いずれも施設の整備に係る財源を確保することを目的とした、基金を創設するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第45号、足羽川ダム建設事業に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、ダム建設に伴い池田町が管理する基金及び水没地区の施設の一部を廃止するための条例を制定するものであります。

次に、議案第46号、池田町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、池田町独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した「特定個人情報の提供」について、条例の一部を改正する必要が生じたため、行うものであります。

次に、議案第47号、池田町国民健康保険診療所設置条例の一部改正

につきましては、休止としていた菅生及び千代谷診療所をこのたび廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 48 号、町道路線の廃止につきましては、足羽川ダム建設に伴い水没する、町道千代谷村中線を廃止いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 49 号、池田町過疎地域自立促進計画変更につきましては、平成 27 年度に制定した池田町過疎地域自立促進計画に新たな取り組みを追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日もご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、細部につきましてはご質問に応じ、わたくし又は副町長もしくは担当課長よりお答えいたします。

何卒、十分ご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

日程第 20

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。宇野邦弘君

2 番宇野

(議長、宇野)

議 長

宇野 邦弘君

2 番宇野

宇野邦弘でございます。大きく 5 点質問いたします。第 1 点目は、情報公開条例の施行について並びに町長交際費についての質問です。

今年 4 月から情報公開条例が施行されました。私かねがね問題にしていましてきました町長交際費について私自身開示請求をいたしました。その結果、本日も 4 月 5 月分の町長交際費について支出負担行為件支出命令伺書で 4 月 5 月分の 5 件 3 万 8850 円の町長交際費の中身を知ることができました。ようやくではありますが、開かれた町政への大きな一歩だと歓迎いたします。5 件の中身は前揖斐川町長香典 1 万とか商簿幹部会のお酒代 1 万とか池田町職員退職者交友会総会お祝いとかいう点では概ね妥当だとは思いますが、一般質問の通告で出していましたいくつかの点がありましたけれども、今日こういう開示をいただきましたので、1 点だけ、折角こういう公開の道を開いたんですから情報公開条例の細部の中身は、入っているのは 4 月から以降です。それ以前の、せめて町長交際費、こういう文章はあると思いますので、せめて 1 年ぐらいは公開していただけないかと、このことは通告でも求めているところです。

2 点目、原発の緊急事態での危機管理体制についての問題です。福島原発事故から 6 年、今なお 8 万人もの人たちが避難生活を強いられ、故郷に帰りたくても帰れない、こういう事態にもかかわらず、事故が

なかったかのように原発の再稼働が進められています。使用済み核燃料の処理方法もないのに安倍政権と西川県政は再稼働を進めそればかりか世界最大級の大型原発敦賀 3, 4 号機の推進まで言い始めています。原発がなくても電機は足りています。原発事故の事故処理で何十兆円もの経費が求められています。原子力は安上がりではありません。放射線廃棄物の管理する術も人類は持ち合わせていません。実効性のある緊急時対策もありません。

町長に改めてお聞きいたします。原発の再稼働についてどう思われますか。京都や滋賀の知事でも、すら、再稼働に異議ありとの立場なのです。本音をお聞きしたいと思います。

池田町も敦賀原発から 30 キロ圏内です。私も福島原発事故の直後、全村避難の 5 月末福島県飯館村を訪れましたけれども、ちょうど池田のように盆地の穏やかな村です。まさか原発の放射能で汚染され、避難せざるを得ないとは誰もが考えていなかった、多くの方が語っていました。昨日も大分で震度 5、5 月には福井県でも震度 3、2 の地震がありました。原発の問題は決して嶺南の問題ではありません。

お聞きいたします。池田町の原発の緊急時に対する対応策はどうなっていますか。

危機管理との関係で、4 月 25 日に区長あてに文章が役場総務政策課から配られました。弾道ミサイル落下時の行動について（周知）区長各位、弾道ミサイル落下時の行動について、5 月 1 日区長配布にてチラシをお配りいたします。配布をお願いいたします。という文章です。私も広瀬の区長として、このチラシを全戸に一応配りました。北朝鮮の行為はもちろん許せません。日本共産党も厳しく批判しているところです。安倍政権は対話のための対話は何の解決にもならない、6 カ国協議を開始する状況にはない。などと対話を否定していますが、この問題の解決の道は、やはり対話による解決、6 カ国協議の再開など、粘り強い働きかけ以外はありません。アメリカも対話の門戸を開き中国も韓国も対話と協議を通じて問題解決へと主張しています。今、安倍政権は戦争法、共謀罪法の強行を通じて、憲法 9 条改悪など戦争をしない国から、戦争をする国に変えようとしています。このとき、北朝鮮問題を利用して必要以外に国民に不安をあおり、北朝鮮問題を戦争をする国づくりに利用しているといっても過言ではありません。こういった対応では軍事対軍事の悪循環になるだけではないでしょうか。池田町では発行者も明らかではないこのチラシを配布する、これは危機感だけをあおるような安倍政権のやり方、無条件にげんいうすることではないですか。このチラシは余りにも過剰反応といいますか、町民の不安を必要以上にあおるだけの対応ではなかったでしょうか。多くの町民、国民は平和に安心して暮らしたいと願っています。必要以上の不安を行政があおることはご免です。このチラシでは屋外にい

る場合、できる限り頑丈な建物や地下街などに避難する、池田町に地下街などありません。このチラシは総務省が作成したものではないようですが、池田町にも何処が、どういう判断でダウンロードして印刷したのですか。県内の他の市や町で同様に行政が印刷して配ったところはあるですか。無いはずですが。県内どの自治体でもやっていません。どういう判断でこのチラシを全戸配布ということにしたのはお聞きいたします。町内でのミサイルに心配することより、原発の緊急事態こそ具体的に計画を明確にし、住民にも知らせていく、このことが第一ではないでしょうか。町長と関係課長の答弁を求めます。

3 点目、国民健康保険会計の基金や財政調整基金についてお伺いします。池田町では関係者の尽力もあって平成 27 年度でみたら、国民健康保険加入者一人当たりの保険料は、6 万 3110 円、年額と県内でも最も低く、逆に国保会計の基金は昨年 5 月末時点で、1 億 3173 万円となっています。これは県内自治体では 5 番目に大きく加入者一人当たりで見たら金額は県平均の 20 倍以上の 20 万 840 円となっています。池田町の国保税が低いといっても、あくまでも相対的なものであって加入者にとっては、この間、国の国保会計への負担がどんどん減らされる中で本当に多い負担となっています。高くて大変だと声が強いものです。この国民健康保険税を、保険制度が来年 4 月から今までの町単位から県単位に一本化されます。財政運営の主権は県にあります。これによって、県が市と町から納めてもらう納付金を決めて嫌でも応でも町はほぼ 100%この納付金を納めなければなりません。この納付金を納めるために町は加入者の保険料を決め、徴収することになります。お聞きいたします。池田町の国保の基金は制度が変わっても県に吸い上げられるということはありませんね。この基金は医療器具や保険医療などにもするということですが、県による納付金に充当することもできますね。いかがでしょうか。現実的には国保会計大変な状況です。保険者主体となる新しい国保会計のもとで、この納付金が池田にとって従来の保険料大幅アップになることが想定されます。わたくしもいくつかの市町に聞きましてけれども、すでに県は 4 月に市町から県に納入する納付金の最初の仮試算もできています。坂井市などの報告を聞きますと従来とはアップするという仮試算だそうであります。もちろんこれは激変緩和措置や医療費など様々な計算をしない前の全くの仮の試算ということでもありますけれども、この仮の試算が既に池田町でも示されています。それなりの高い納付金額になっているのではないのでしょうか。今後 8 月には医療費等を踏まえた仮試算が改めて市と町に提示されて、年末ぐらいまでにさらに市町との意見交換を踏まえて来年 1 月に市町に最終的に納付金額を提示するということが、先だって私ども、日本共産党の地方議員団と県の担当課とのやり取りなどで明らかにされています。これには来年度の加入者への特例を決める

義務が市町では大変になってくるのではありませんか。県がもっと早く提示するよう求めるべきではありませんか。先日6月15日に県の国民健康保険運営協議会が開かれました。ここの中身を聞きますと納付金の算定には各市町の医療費水準、年齢調整後の医療費指数を公示することです。そしてこの納付金に見合う標準保険料率を県が市や町に提示する、それを受けて市町が保険料を決めていくという流れが説明されたと聞いています。県運営協議会の説明や今後のスケジュール、どうなっていくのか把握していますか。池田町の国保基金はあります。県が示す標準保険料率にこだわらず加入者の負担軽減のために相当額の基金を納付金に充てることによって、国保税のアップを食い止める、ぜひそうした措置を取っていただきたい。お考えを伺います。

基金の関連で財政調整基金の問題です。池田町の財政調整基金は昨年度末で約20億円、本議会に提案された新しい目的別基金などに11億円余、振り替えと申しますか、変えるみたいですがけれども、これは今日まで自治体としての行財政改革など様々な工夫、努力、その結果で自治体の採択に属する問題です。ところが、いま安倍政権、政府財務関係は基金の溜まりすぎている自治体に対して、基金額を踏まえて地方交付税の減額などの措置を考えるなどとしています。とんでもないことです。暮らしの経費を削って基金をため込み、これを大型事業に、こういう流れはありますけれども、もちろんこれは間違っています。だからとて財政調整基金があるから地方交付税を減らすなどという政府の方法など論外です。こんな政府財調に動きに対し、西川福井県知事ですら長期の視点で積み立てているところが多いのであって、それをもって自治体に余裕があるという問題ではない。と新聞報道によれば批判しています。地方創生、地方創生と言いながら、一方では基金があることを理由に地方交付金を削ろうなどという安倍自公政権の地方いじめ、まったく間違っています。町長はこの問題でどうお考えですか。見解を伺います。

4点目、ゲンキーの進出問題です。来年4月ごろ開店を目途に、役場横の農地にゲンキーが進出する動きが進んでいます。ゲンキーの進出は消費者から見たら安くて買いやすい、もしかするとこういう局面もあり歓迎の声もあります。一方では、地元中小商店が第三セクターのこっぴい屋あるいはJAスーパーなどにとって大きな打撃もこと池田町というちっちゃな町だけになりかねません。ある商店の方が消費者はいいかもしれんけど商売をやめざるを得ないと語っています。ある話では、ゲンキーは土盛りをしないで駐車場や建物を作るという情報もあります。もしこれが事実だとすれば、これこそゲンキーが採算に合わない場合にすぐ撤退しやすい、こういうことになるのではないのでしょうか。実際はどんな話でしょうか。地域の、池田の地域振興に

関わる問題として、産業振興課、どう把握していますか。看板規制という点でも文化財でもある堀口家から 500m以内だと思いますが、こうした対応はどうなっているのでしょうか。農地転用の問題です。農地の売買もしくは賃貸の場合農地法第 5 条に該当します。当然転用の申請は地権者が資金計画も含めて提出しなければならないはずですが。しかしまだ転用許可が下りていない段階ではないのでしょうか。こんな段階で具体的に話を進めることはできないのではないのでしょうか。お聞きいたします。どの地域のゲンキーも地域の商工会や商工会議所には入っていません。この関連で、池田応援券の利用がどうなるのか。どう考えるのか。お聞きいたします。池田応援券の主目的は、子供さんをお持ちのお母さん方への子育て支援の支給ですが、当然池田の中小商店支援にもなる応援券だと思います。これらについてどう考えますか。JA 池田とたんなんととの合併問題、森林組合の合併話、何れの合併にも私は反対ですが、こうした流れの下で経済性第一、安さだけを求めるこうした流れが本当にいいことでしょうか、当たり前が普通にある町池田町でこそ、これからの価値観を造成していく時ではないのでしょうか。町長並びに関係課長のご意見、ご答弁を求めます。

最後に、池田中学生の不幸な転落死問題についてです。改めて、関係者の方、遺族の方に心からお悔やみ申し上げます。5 月の臨時議会で教育長から学校側の生徒指導の配慮が不足したという報告がありました。そのことと転落死との関係は今調査委員会での調査中ということですが、未来ある生徒さんを結果的には学校側の生徒指導への配慮不足、背景に自死に追い込んだことは事実であり大問題です。こうした生徒指導への配慮不足とは具体的には、どういうことだったのでしょうか。教員の生徒指導に対する暴言といいますか、威圧的な暴言はほかの生徒にもまま向けられたとも聞いています。遺書らしきものがあつたともいわれ、教育長のマスコミに対してはノーコメントと言われていています。この問題は遺族の方の辛い思い、複雑な気持ちもあり対応が難しいとは私も思います。同時に、大事な大事な未来ある若者の命が奪われたという事実は隠しようがありません。二度と再びこんな不幸な事態を生み出さないために、真相の徹底解明と明らかにできることは、明らかにしていくそういう姿勢が必要ではないのでしょうか。この問題での教育長のお考え、現時点での第 3 者調査委員会の進展についての報告を求めて私の質問といたします。ありがとうございました。

杉本町長

(議長、町長、杉本)

佐野議長

町長、杉本君

杉本町長

ただ今の宇野議員のご質問にお答えいたします。わたくしからは 2 点についてお答えいたします。

1 点目の原発再稼働に対する、わたくしの所見についてのお尋ねにお答えいたします。原発再稼働については、国の原子力規制委員会が、福島原発事故を受けて、基準を強化した新規制基準に基づき審査され、その結果の元、県や地元自治体の同意を得てこのたび再稼働がなされたものと認識いたしております。

次に 2 点目の、国の経済財政諮問会議においての、地方自治体における基金積立額を指して、余剰金ではどの指摘についてわたくしの所見を申し上げます。国はこれまでに三位一体改革、そして財政資料の見直し強化と改革を進めるとともに、さらには、北海道夕張市の破たん劇などを見せ、地方財政運営に恐怖感を与え伝えてまいりました。結果、地方は市町村合併をはじめとして、行財政の改革にそれぞれ身を切った取り組みを行ってまいりました。基金もその中で住民とともに「万が一に備えよ、来るべきに備えよ」と積み立ててきたものであります。それを余っているとの指摘については、憤りをおぼえるところでもあります。ましてや議員ご指摘のような地方交付税削減への布石にしようとするならば、地方を挙げた対応が必要だと考えております。以上、宇野議員へのお答えといたします。

内藤教育長

(議長、教育長 内藤)

佐野議長

教育長 内藤君

内藤教育長

宇野議員からの池田中学校転落事故のその後についてのお尋ねについてお答えいたします。

1 点目につきましては、小規模校でありながら、生徒個々の授業の様子や学校での生活態度、生徒の悩みなど学校全体での状況の認識、情報の共有が不足していたため、生徒に寄り添った質の高い指導が行き届いていなかったという指摘したものでございます。

2 点目につきましては、調査委員会は現在までに 4 回開催され、委員による面接、面談による調査を関係者に実施いたしているところでございます。8 月を目途に報告書を取りまとめたいとのことでもあります。以上、宇野議員のご質問のご回答とさせていただきます。

山崎課長

(議長、総務政策課長 山崎)

佐野議長

総務政策課長 山崎君

山崎課長

私の方から宇野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、今年4月以前の町長交際費についてでございますが、情報公開制度の趣旨に基づきまして、条例施行前のように公開していた公文書、例えば入札結果などは引き続き情報提供していただくこととなっております。しかしながら町長交際費につきましては、提供する予定はございません。

続きまして、原発の緊急時対策、避難計画についてであります。平成27年7月に池田町防災計画、原子力災害編を作成いたしました。計画におきましては、国からの避難指示が出された場合の池田町の広域避難先は大野市となっております。住民の避難先は奥越明成高校ほか4カ所を想定しております。また、併せまして役場機能の一部も避難所付近に設置する計画となっております。

続きまして、弾道ミサイルについてでございます。4月21日に開催されました、国主催の国民保護の説明会を受け4月24日に県で説明会が行われ、弾道ミサイル落下時の報道等について、住民の理解が進むよう幅広い広報の実施の協力依頼がありました。池田町におきましては、ホームページに掲載するとともに、国民保護ポータルサイトへのリンクを張り付けたところであります。併せまして4月25日に各区長に5月1日に区長配布でチラシ、こちらにつきましては国民保護ポータルサイト弾道ミサイル落下時の行動をプリントしたものでございますが、こちらも配布予定であること及びJアラートのミサイル発射発令時万が一に備えて役場災害対策本部職員が参集する旨をお伝えし、5月1日に全戸配布を区長に依頼したところでございます。他市町におきましてはホームページの注意喚起、ポータルサイトへのリンクを張り付けの対応を行ったと聞いておりますが、池田町におきましては高齢者が多く、ホームページだけでは十分な情報伝達が不可能と判断いたしまして全戸配布をしたものでございます。住民の安全を考えた対応であり、過剰反応とは考えておりません。

続きまして、ゲンキー出店、地域応援券の件でございます。現段階では正式に計画を把握しておりません。地域応援券につきましては計画が具体化しオープンするまでに総合的に考えるべき課題と思っております。以上、宇野議員の質問にお答えさせていただきました。

森川課長

(議長、保健福祉課長 森川)

佐野議長

保健福祉課長 森川君

森川課長

では、私から宇野議員の国民健康保険制度改正に関するご質問にお答えします。

まず、平成30年度に変更されます、国民健康保険制度について概要をご説明いたします。来年4月より国民健康保険の財政運営の責任主

体は各市町から福井県に変わり安定的な財政運営や効率的な事業運営など国保運営の中心的な役割を担うこととなります。一方、市町は住民に身近な存在として引き続き保険税率の決定、賦課、徴収、資格管理、保健事業等を担うこととなります。福井県は県全体の医療給付費等の見込みを立て市町ごとの国保事業費納付金の額を決定いたします。各市町は納付金の費用として保険税を設定して、国民健康保険税を被保険者から納めて頂くこととなります。このように税制が改正されます。では、宇野議員のご質問にお答えいたします。現在各市町間には国保加入者の年齢構成や医療機関の整備状況等により一人当たりの医療費に差が生じております。これを医療費水準に差異があるとしております。また、加入者の所得水準や保険税収納率についても、市町ごとに差があります。そのため、市町ごとに開きがある保険税の設定となっております。国保納付金の算定に当たり 6 月 15 日開催の県の国民健康保険運営協議会では、各市町の医療費水準や所得水準を納付金に反映する方法も議論となっております。また、保険税を引き下げることにつながる国や県の交付金等については、取扱い等が提示されておらず不透明な状況です。このため、納付金額やそこから算定される保険税については今の段階ではどのようになるかはわからない状況となっております。

次に、国保基金のご質問ですが、平成 30 年度以降も基金自体は町にそのまま設置されることとなります。また、池田町の国保基金につきましては保険給付に要する費用に不足が生じたとき、および、保健施設等の整備、保健事業に要する費用の財源に使用すると規定されていることや積立額にも限りがあるものであることから、原則としては恒久的な保険税の緩和策に活用することは望ましくないと考えております。

次に県が示す納付金の時期やスケジュールに関するご質問ですが、11 月に 30 年度の国保事業費納付金の仮算定が行われ、30 年 1 月に納付金等の確定が行われます。その後各市町の保険税率を決定することとなります。このスケジュールでは予算編成等にも支障がありますので、できるだけ早い提示を要請していきたい、というふうに考えております。

以上で、保健福祉課からの宇野議員へのお答えとさせていただきます。

長谷川課長

(議長、産業振興課長 長谷川)

佐野議長

産業振興課長 長谷川君

長谷川課長

宇野議員のご質問にお答えいたします。

	<p>ゲンキー進出による町内の影響、中小商店、JA、こてこてについてどう考えるか。農地転用、看板規制等の関係はどうなっているのか。という、以上2点の質問でございます。</p> <p>ゲンキー進出については、農業委員会において、正式な申請は行われておらず、具体的な事業計画については把握しておりません。そのため、出店による影響については判断できていません。また、福井県屋外広告物条例にて定める看板規制については最低限守っていただくとともに、池田町の景観を損はないよう協力を求めていると考えております。以上で、宇野議員へのお答えといたします。</p>
佐野議長	<p>ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。</p>
2 番宇野	<p>(議長、宇野)</p>
佐野議長	<p>宇野君</p>
2 番宇野	<p>再質問になります。</p>
	<p>まず、町長の質問で、総務政策課長は町長交際費について、情報公開条例施行以前のは考えていないということでしたが、改めて、町長として、どうこの問題は考えなのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>それから、最後に産業振興課長からありました、ゲンキー、まだ事態を把握していないと、しかし、役場の担当としてはゲンキーとの話し合いの機会があったはずです。全く把握していないのでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
杉本町長	<p>(議長、町長、杉本)</p>
佐野議長	<p>町長、杉本君</p>
杉本町長	<p>今ほどのご質問にお答えいたします。先ほど総務政策課長がお答えしたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
長谷川課長	<p>(議長、産業振興課長、長谷川)</p>
佐野議長	<p>産業振興課長、長谷川君</p>
長谷川課長	<p>農業委員会の事前相談については、受けておりますが、詳細なものについてはまだ出させていただいておりません。把握しておりません。</p>
佐野議長	<p>以上です。</p>

<p>佐野議長 2 番宇野</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(議長、宇野)</p> <p>宇野邦弘君 今の町長の、ある意味では非常に残念な、折角今公開し始めたんですから、過去の分も公開していただきたいなという点では、非常に原発の再稼働問題も含めて、そっけない答弁で非常に残念ですが、今後とも積極的にいろんな思いも語っていただくことをお願いしたいと思 います。以上</p>
<p>佐野議長 1 番三ツ本</p>	<p>次の質問者、三ツ本 一雄君</p> <p>(議長、三ツ本)</p>
<p>佐野議長 1 番三ツ本</p>	<p>三ツ本一雄君</p> <p>ありがとうございます。三ツ本一雄でございます。簡単ではございますが、2 点ばかり質問いたします。</p> <p>まず、部子山牧場についてお伺いいたします。町は先に部子山開発として、巨大な費用をかけて開発を進めてまいりました、かつて牧場として牛もいた時期もありました。しかし、近年あの膨大な土地は荒れ放題です。町として今後部子山という山をどのように活用していこうと思っているのか、また、あのまま荒地として放っておくのでしょうか。町長並びに関係課長の答弁をお願いいたします。</p> <p>次にですが、第 2 点目です。町長は 3 月の定例会において、水海の田楽能舞をユネスコ世界文化遺産に登録したいとおっしゃっていましたが、国内において今民俗芸能のなり手不足が深刻化されています。水海の田楽能舞も決して例外ではありません。ユネスコ文化遺産に向けて町長の思いは何かお聞かせをお願いいたします。また、それによって町内外にどのようなアピールをしていくのか、また、田楽能舞保存会との連携はどのようにしていくのか、お答えをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>長谷川課長</p>	<p>(議長、産業振興課長 長谷川)</p>
<p>佐野議長</p>	<p>産業振興課長 長谷川君</p>
<p>長谷川課長</p>	<p>ただ今の三ツ本議員のご質問に私がお答えいたします。</p> <p>まず 1 点目として、牧場の状況はどうなっておるのか。とのご質問</p>

でございますが、平成5年度に放牧を開始し平成25年度までの20年間で町内の畜産農家から繁殖牛を受け入れ、毎年10頭前後の放牧を行ってまいりました。現在は放牧の要望もない状況にあり、休止の状況となっております。

2点目でございます。今後の活用方法をどう考えるのか。との質問でございますが。水の確保、電気の確保など施設の課題も多く、また、畜産農家の減少などから、放牧事業に苦慮しているのが現状でございます。町としては部子山牧場を有効に活用できればと考えております。

以上で、三ツ本議員のお答えとさせていただきます。

山口課長

(議長、教育委員会課長 山口)

佐野議長

教育委員会課長 山口君

山口課長

三ツ本議員のご質問に私からお答えさせていただきます。

まず、ユネスコの無形文化遺産は、国連教育学文化機関で採択されました、無形文化遺産を保護に関する条約をいまして、人からひとへ、世代を継いで伝わる民俗文化や伝統の保護を目的として、口承による伝統や表現、芸能、世界的慣習、儀式や祭礼行事、自然や万物に関する史跡や慣習、伝統工芸技術の5分野からなっております。一つ目のユネスコの無形文化遺産に向けた思いは、とのご質問でございますけれども、約300年にわたり受け継がれてきております、水海田楽能舞は昭和51年に創設された国の重要無形民俗文化財の第1号として指定を受けております。国の文化財産であり、町の宝でもある水海の田楽能舞がユネスコの無形文化遺産に登録されることによって、世界的に価値のある文化財であることが認められることは、町民としての誇りや、自信、また次世代への保存継承につながると考えております。

続きまして、登録に向けた町内のアピールや水海の田楽能舞保存会との連携をどのように考えているか、とのご質問でございますけれども、今後の取組といたしましては、民俗学者や大学教授、博物館の学芸員等の専門家からご意見を聞きながら、ユネスコ登録に向けた手法等を検討して準備を現在進めているところでございます。一定の方向性が見えた段階におきまして、水海の田楽能舞保存会や町内の有識者らを交えた実行委員会を立ち上げさせていただき、登録に向けた協議を重ねていきたいと考えております。

以上で、三ツ本議員のお答えとさせていただきます。

佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、三ツ本一雄君よろしいですか。

1番三ツ本

(議長、三ツ本)

佐野議長

三ツ本一雄君

1 番三ツ本

まず、部子山牧場のことですが、土曜日、日曜日となるとたくさんの人たちが部子山に登ってきます。特に、バイクで来ている人たちは、話を聞くと、とってもいいツーリングのコースだといわれます。これから先、もっともっと良い活用方法を考え、町としても責任をもって実行していただきたいと思います。

次に 2 点目の田楽能舞に関してですが、先に申し上げたように、後継者不足という、国内では、一時九州や完全に活動を止めているところが数多くあると聞いております。観光客の方に聞きますと、池田町または水海地区に来ても、何も見るところがない、とよく言われます。池田町が能楽の里と位置づけ、池田町をアピールしていることは、水海の田楽能舞が大きく関与していることと思います。遊んで楽しいで帰ってもらおうということも大事ですが、見て、学んで、帰ってもらおうということも大事なのではないでしょうか。ユネスコ世界文化遺産登録にしようと思いと、あまり優しいことではないと思います。しっかりとした姿勢で、また政策としある程度の施設の集約も必要なことではないでしょうか。一つひとつ確実な実行に向けての足掛けをお願いいたします。それでは、私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐野議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。質問ありませんか。これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第 34 号から議案第 49 号までを、会議規則第 38 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。 本日はこれにて散会します。

閉会時間 午後 2 時 38 分

議 長

署名議員

署名議員